

外国人留学生の手引き

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | 入学に際して |
| 2 | 授業料・奨学金等 |
| 3 | 学生生活 |
| 4 | 複利厚生 |
| 5 | 入国管理法関係手続 |
| 6 | 帰国に際して |
| 7 | その他（入国管理局及び熊本東区役所） |

1 入学に際して

(1) 在留資格

在留資格は入国の際に外国人の入国・在留の目的に応じて入国審査官から与えられています。外国人はこの資格の範囲内で活動することができ、大学へ進学するためには「留学」の在留資格が必要になります。従って、何らかの事情で、入学時に「留学」以外の在留資格で入国した場合は、入学後すみやかに最寄りの地方入国管理局で在留資格を変更してください。

<必要書類>

- ① 在留資格変更許可申請書
- ② 写真1枚（4cm×3cm、無帽・無背景のもの）
- ③ 入学許可証の写し（研究生は研究内容が記載されていること）
- ④ 日本滞在中の経費の一切を支弁できることを証明する資料
- ⑤ パスポートおよび在留カード（保有している場合のみ）
- ⑥ 手数料4,000円

※必要に応じて他の書類の提出を求められることがあります。

(2) 住居地の届出

3カ月を超えて日本に在留する資格を与えられた外国人はすべて、入国後14日以内に住居地のある市区町村役所で届出をする必要があります。

手続きから約2週間後に在留カードが住居地宛てに郵送されますので、常に携帯してください。このカードを携帯していれば、パスポートを携帯する必要はありません。また、住所を変更した場合は、元の住居地で発行される転出証明書を用意のうえ、14日以内に新たな住居地の市区町村役所に届け出てください。

<必要書類>

- パスポートおよび在留カード（保有している場合のみ）

※各種手続きのために住民票の写しを取得する場合は手数料300円が必要です。

(3) 国民健康保険

3カ月以上日本に滞在する外国人は、国民健康保険に加入することになっています。この保険に加入することで、医療費の負担は3割で済みます。また、同じ月内に同じ病院で受けた治療費の本人負担が一定の金額を超える場合は、その超えた額が請求により払い戻しされる「高額療養費負担制度」もあるので、大きな病気や入院をした場合に大変有利です。手続きは居住する市区町村役所等で行ってください。

<必要書類>

パスポートおよび在留カード（保有している場合のみ）

(4) 銀行口座の開設

授業料の引落や奨学金振込等のために銀行に口座を開設してください。奨学金の種類によっては、銀行が指定されている場合があります。

2 授業料・奨学金等

(1) 授業料

本学の授業料は年間535,800円です。

なお、大学間授業料不徴収の協定に基づく交換留学生については免除されます。また、納付方法は、指定の預金口座からの自動引き落としとなっており、引き落とし日は年3回で、次の表のとおりです。

区 分	金 額	引落日
前期（4月～9月）	267,900円	4月28日
後期（10月～3月）	267,900円	10月28日

※在学中に授業料改定が行われる場合があります。

(2) 授業料の減免

本学に入学後、一定の成績以上で、奨学金の申請をしており、かつ経済的理由により授業料の納付が困難な学生に対しては、申請により授業料の一部が免除される制度があります。

なお、学費負担者が年度途中で死亡、若しくは災害、事故、病気等により生活に困窮し、授業料の納付が困難となった場合の一部減免制度もあります。

ただし、国費留学生・水銀研究留学奨学生・研究生・特別聴講学生等は対象となりません。

(3) 奨学金

私費留学生対象の奨学金は、募集があればその都度掲示でお知らせします。募集期間の短い奨学金もありますので注意してください。本学に例年募集依頼のある奨学金については、次のとおりです。

	奨学団体名	募集時期	奨学金月額
(1)	水野弟次郎記念留学生奨学基金	4月	大学院生 50,000円
(2)	日本学生支援機構 私費外国人留学生学習奨励費	4月	学部生 48,000円 大学院生 65,000円
(3)	ロータリー寿崎奨学会	5月	30,000円
(4)	ロータリー米山記念奨学会	9月	学部生 100,000円 大学院生 140,000円
(5)	財団法人平和中島財団	9月	100,000円
(6)	文部科学省高等教育局 国費留学生（研究留学生）	11月	修士課程 144,000円 博士課程 145,000円
(7)	興南アジア国際奨学財団	2月	100,000円
(8)	ライオンズクラブ国際協会	3月	50,000円

※ 奨学金の月額については、変更になる場合もあります。

3 学生生活

(1) 指導教員

学習上の問題や進学の問題、その他学生生活全般における相談相手として、留学生各人に指導教員をおいています。

(2) 課外活動

本学には、学生の自主的な課外活動の一環として数多くのサークルがあります。サークル活動は、専門的な知識、技術を習得するばかりでなく、日本人学生との交流を深める絶好の場であり、自分の能力や趣味に応じてサークル活動に参加することは、皆さんの留学生活において有意義なことです。

課外活動サークルは、現在、文化系サークル20団体、体育系サークル30団体が活動しています。文化系サークルの中には、留学生の皆さんを含め外国の方々との交流を行っている「国際倶楽部」もありますので、是非参加してみてください。

(3) 国際交流

本学の学生と留学生の交流イベントや、熊本県内の大学の留学生ウェルカムパーティーなど、様々な国際交流プログラムを準備しています。その他、熊本県内で実施される各種交流事業もあり、いろいろな形で地域の方々との交流することができますので、積極的に参加しましょう。

(4) 自動車・バイク・自転車

日本で自動車・バイク（原動機付自転車も含む）を運転する場合、日本の運転免許証または国際免許証が必要です。免許証を持たずに運転した場合は重く罰せられます。また、運転する場合は自賠責保険の

加入が義務付けられていますが、これは物的損傷には適用できず、日本で事故を起こした時の賠償額はとても高額ですので、併せて任意保険に加入することをお勧めします。

日本の道路は自転車を含む車両は左側走行です。また、交通ルールに違反した場合は罰金が科せられますので、十分注意してください。

自転車の場合でも飲酒運転は処罰の対象であり、傘差し運転や二人乗りも禁止されています。また、防犯登録をしていない場合、盗難自転車とみなされることがありますので、必ず購入した際や譲り受けた際は登録を行ってください。

(5) 緊急時の連絡先

急病や大けがをしたとき 火事が発生したとき	119
交通事故に遭ったとき 事件に巻き込まれたとき	110
落し物をしたとき 盗難にあったときなど	熊本東警察署新外交番 096-367-5923

(6) ゴミの出し方

熊本市では、ゴミを分別し、種類ごとに収集日が決められています。大型ゴミと家電ゴミの引き取りは有料です。

ゴミは、集める日の朝 8 時 30 分までに決められた場所に出してください。前日の夜から出しておく、猫やカラスなどの動物が袋を破ってゴミを散らかし、近隣住民に迷惑を掛けますので、前日の夜には絶対出さないでください。また、ゴミ袋は熊本市指定のものを買って使ってください。ゴミカレンダーをよく読んで参考にしてください。

4 福利厚生

(1) 健康診断

学生の健康保持増進を図るため、全学年を対象として健康診断を行っています。この健康診断は学校保健法により定められており、必ず受診しなければなりません。健康診断の結果、精密検査が必要な場合は、本人に通知しますので精密検査を受診してください。必要に応じて医療機関の紹介や保健指導、生活指導をしながら、フォローアップします。

なお、就職活動には大学発行の健康診断受診結果書が必要となりますが、健康診断を受診していなければ受診結果書を発行できません。

(2) 学生教育研究災害傷害保険・賠償責任保険

これらの保険は、割安な保険料で学生の活動を広範囲に対象としています。本学生は、入学時に全員加入してください。本学でも通学時の交通事故やサークル活動中の事故等が毎年数件発生しています。また、他者に損害を与える可能性があるため、未加入の場合は、インターンシップやフィールドワーク等に参加できません。

(3) 保健センター

学内において具合が悪くなった場合や、ケガをした場合に、応急手当や休養ができます。また、学生生活で困ったことや悩みがある場合も、気軽に相談してください。

《開室時間》 月～金 午前： 9：00～12：20
午後：13：20～17：00

《場 所》 文学部棟1F小ホール前

5 入国管理法関係手続

(1) 在留期間の更新

入国の際や在留資格変更の際に決定された在留期間（3カ月、6カ月、1年、1年3カ月、2年、2年3カ月、3年、3年3カ月、4年、4年3カ月）を超えて日本に滞在する場合は、在留期間の更新手続きが必要です。該当する人は、本学の証明を受けた上で福岡入国管理局熊本出張所で手続きをしてください。この手続きは在留期間満了日の3ヶ月前から可能ですので、期間切れにならないよう自己管理に努め、早めに手続きを行いましょう。

＜必要書類＞

- ① 在留期間更新許可申請書（本学の証明が必要）
- ② パスポート
- ③ 在留カード
- ④ 更新手数料 4,000円
- ⑤ 在学証明書（研究生：在学期間証明書）
- ⑥ 成績証明書（研究生：学業状況証明書）
- ⑦ 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書
（預金通帳、奨学金受給証明書など）

(2) 在留資格の変更

大学卒業後、引き続き日本に残って就職活動を行う場合は、在留資格「留学」の在留期間が残っていた場合でも、在留資格を「特定活動」に変更する必要があります。この場合、更に1回の在留期間の更新が認められれば、卒業後1年間日本に滞在することができます。

提出書類は、1ページに記載した書類以外に、①大学による継続就職活動についての大学の推薦状（学生支援課で発行）と②継続就職活動を行っていることを明らかにする資料が必要となります。

(3) 再入国手続き

在学中に一時的な用事で本国または第3国に出国し、1年以内に日本に帰国する場合には、「みなし再入国許可制度」が利用できます。出国前に空港で配布されるEDカードに記入してください。手数料はかかりません。

もし1年を超えて出国する予定がある場合は、福岡入国管理局熊本出張所で再入国の許可を受けてください。この手続きを忘れて出国す

ると、再入国の際、新たにビザを取得しなければなりませんので注意しましょう。

<必要書類>

- ① 再入国許可申請書
- ② パスポート
- ③ 在留カード
- ④ 手数料 3,000円（1回限り）、もしくは6,000円（数次）

(4) 資格外活動（アルバイト）の許可

「留学」の在留資格で在留する外国人は、就労することが認められていませんので、アルバイトをする場合は、福岡入国管理局熊本出張所で資格外活動の許可を受けてください。

<必要書類>

- ① 資格外活動許可申請書
- ② パスポート
- ③ 在留カード

●留学生に認められているアルバイト

アルバイトを探す場合は、下記の範囲内で探してください。

1週間で28時間以内

（夏期休暇などの長期休業期間中は1日8時間以内）

風俗関連営業に従事しないことが条件となります。

6 帰国に際して

(1) 国民健康保険証の返却

国民健康保険証は、必ず市区町村役所に返却してください。

(2) 銀行口座の解約

銀行口座を解約する場合は、必ず奨学金等が最後の月まで入金されていることを確認してから銀行で解約してください。

(3) アパートの退去

アパート等に入居している人は、退去日の1ヶ月前には、必ず家主に退去日を連絡してください。連絡を怠ると敷金が戻ってこないことがあります。

また、九州電力、水道局、ガス会社、携帯電話サービス会社、インターネットプロバイダー等にも予め退去日を連絡し、料金の精算依頼をしてください。帰国の際には、以上の手続き以外にも様々な手続きが必要ですが、特に各種料金の支払いの手続きは忘れないでください。

(4) 一時帰国

本学在籍中に、長期休暇を利用して帰国する場合は、事前に学生支

援課に届け出てください。

7 その他

(1) 福岡入国管理局 熊本出張所

住 所：熊本市大江 3-1-53 熊本第二合同庁舎

電 話：096-362-1721

(2) 熊本東区役所

住 所：熊本市東区東本町 16-30

電 話：096-367-9111